

年金生活者支援給付金制度の申請書を提出してください

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が、一定基準以下の受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

新たに年金生活者支援給付金を受け取る人は、日本年金機構へ請求書の提出が必要です。すでに年金生活者支援給付金を受け取っている人には請求書は送付されません。

<対象者>

・老齢基礎年金を受給している場合

65歳以上で世帯員全員が市町村民税の非課税となっており、年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下の人

・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している場合

前年の所得額が約462万円以下の人

<請求手続き方法>

・新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる人

対象者は、日本年金機構から10月中旬ごろから順次届く、請求が可能である旨のお知らせに同封されている「はがき(年金生活者支援給付金請求書)」を記入し提出してください。

令和3年2月1日(月)までに日本年金機構に届くように投函すると令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

・年金を受給しはじめる人

年金の請求手続きとあわせて草津年金事務所または国保年金課で請求手続きをしてください。

お問い合わせの際は、「はがき(年金生活者支援給付金請求書)」を用意してください。



<問い合わせ>

ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165 (ナビダイヤル)

※050で始まる番号で電話する場合は、☎03(6700)1165 (一般電話)

受付時間 月曜日(祝日の場合は翌日以降の開所日初日)：午前8時30分～午後7時

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～令和3年1月3日は利用できません。

日本年金機構草津年金事務所 ☎(567)1311

国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138



年金生活者支援
給付金制度

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。そのような電話がかかってきても、口座番号や暗証番号を教えたりしないでください。

令和3年分公的年金などの
「扶養親族等申告書」を
提出してください

公的年金を受給し、老齢年金(65歳未満の人)：年額108万円以上、65歳以上の人：年額158万円以上)を受け取る人は、9月中旬より日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されています。

申告書の提出がまだの人は、10月30日(金)までに日本年金機構に届くよう提出をお願いします。ただし、次の項目にあてはまる人は扶養親族等申告書の提出は不要です。

●申告書の提出が不要な人

控除対象となる配偶者または扶養親族がならず、本人が障害者または寡婦・ひとり親に該当しない人。

※詳しくは、扶養親族等申告書に同封の「提出の手引き」を確認いただくか、左記までお問い合わせください。

☎扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

☎0570(08)240(ナビダイヤル)

※050から始まる番号で電話する場合は

☎03(6837)9932(一般電話)

日本年金機構草津年金事務所

☎(567)2220

☎(562)9638

国保年金課

☎・☎(582)1120

☎(582)1138



令和3年分
「扶養親族等申告書」